

■経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）のご案内

経営セーフティ共済は、取引先事業者の倒産の影響を受けて中小企業が連鎖倒産することを防止するため、共済契約者の拠出による掛金を原資として共済金の貸付けを行う制度です。中小企業倒産防止共済法に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

共済契約者は、万が一、取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難になった場合に、「納付された掛金の 10 倍（限度額 8000 万円）」と「回収困難となった売掛債権等の額」とのいずれか少ない額の範囲内において、共済金の貸付けを受けることができます。

根拠法	中小企業倒産防止共済法
制度開始	昭和 53 年 4 月 1 日
加入資格	1 年以上継続して事業を行っている中小企業者
掛金	【掛金月額】 5,000 円～20 万円（5,000 円単位） 【積立限度額】 掛金の積立限度額 800 万円 【掛金の税法上の取扱い】 個人：事業所得の必要経費扱い 法人：損金扱い
共済金の貸付け	【貸付限度額】 8,000 万円 回収困難な売掛金債権等の額と掛金総額の 10 倍の額とのいずれか少ない額 【共済事由】 取引先が倒産し売掛債権等の回収に困難が生じたとき 【貸付条件】 無担保、無保証、無利子 なお、貸付金額の 10 分の 1 に相当する額が納付された掛金から控除されます。 【償還方法】 貸付額に応じて、 ・ 5,000 万円未満 5 年 ・ 5,000 万円以上 6,500 万円未満 6 年 ・ 6,500 万円以上 8,000 万円以下 7 年 （据置期間 6 ヶ月を含む）の毎月均等償還
一時貸付金の貸付け	【貸付限度額】 機構解約時の解約手当金の 95% 【貸付金の用途】 事業資金（設備資金、運転資金） 【貸付利率】 年 0.9%（平成 23 年 10 月 1 日現在） 【利息支払方法】 貸付時に一括前払い 【担保・保証人】 不要 【償還方法】 期限一括償還
運営	独立行政法人中小企業基盤整備機構

■小規模企業共済制度のご案内

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主、共同経営者または会社等の役員が個人事業主の廃業、個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任、疾病・負傷による共同経営者の退任、会社等の解散、会社等の役員が疾病・負傷による退任をした場合等、第一線を退いたときの生活の安定または事業の再建等を図る資金をあらかじめ準備しておくための共済制度です。

本共済制度に加入後 6 ヶ月以上経過し、加入者に上記のような事態が生じた場合に、掛金の納付月数に応じて、共済金が支払われます。

【制度の特色】

- ① 個人事業主の廃業、個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任、疾病・負傷による共同経営者の退任、会社等の解散、会社等の役員（取締役）の疾病・負傷による退任などの場合は、共済金を受け取れます。受取りは、「一括受取り」、「分割受取り」または「一括受取りと分割受取りの併用」のいずれかの方法を選択できます。（「分割受取り」または「一括受取りと分割受取りの併用」を選択する場合には、一定の要件が必要です。）
- ② 税法上、共済金は退職所得扱い（一括受取り）または公的年金等の雑所得扱い（分割受取り）となります。
- ③ 掛金月額、毎月 1,000 円～7 万円の範囲です。
- ④ 一定の資格を有する方は、納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付制度を利用できます。（担保・保証人は不要）
地震、台風、火災等の災害時にも貸付けを受けられます。

■定年引上げ等をした場合の奨励金

（質問）当社は、創業 20 年、正社員 9 名の少数精鋭で経営しています。正社員のうち 1 名はすでに定年の 60 歳を超えており、その他の者も 50 歳を超え高齢化が進んでいますが、まだまだ気力が十分な社員ばかりなので、定年を 65 歳に引き上げたいと考えています。この制度導入に当たって受給できる助成金があれば教えてください。

（回答）「中小企業定年引上げ等奨励金」を申請できる可能性があります。（紙幅の関係上、次の①～⑤のすべてに該当するケースのみを説明します。下記に該当しない場合は当事務所に相談願います。

①雇用保険の常用被保険者数が 99 人以下、②法人設立の翌日から 1 年を超えている、③旧定年年齢が 60 歳以上 65 歳未満である、④高齢短時間制度を導入しない、⑤平成 23 年 4 月 1 日以降に定年引上げ等の新制度を導入した。

（受給の要件）次の①～⑤のすべてを満たすことを要件としています。

- ①雇用保険適用事業の事業主であること。
- ②支給対象となる制度を実施した日において中小企業事業主であること。
- ③実施日から起算して 1 年前の日から当該実施日までの期間に 60 歳以上の定年を定めており、64 歳以上の定年か継続雇用制度を定めていること。
- ④就業規則等により下表のいずれかの制度（A～F）を実施し、6 ヶ月以上経過してから申請をすること。
- ⑤支給申請日の前日において、1 年以上継続して雇用されている 60 歳以上の常用被保険者が 1 人以上いること。

（受給額）

実施した制度の種類		企業規模（人）	
		1～9	10～99
		受給金額（万円）	
A	定年の引上げ（65 歳以上 70 歳未満）	40	60
B	定年の引上げ（70 歳以上）又は定年の定め廃止	80（40）	120（60）
C	希望者全員を対象とする 65 歳以上 70 歳未満までの継続雇用制度の導入	20	30
D	希望者全員を対象とする 70 歳以上までの継続雇用制度の導入	40（20）	60（30）
E	定年の引上げ（65 歳以上 70 歳未満）と希望者全員を対象とする 70 歳以上までの継続雇用制度の導入を併せて実施	60（50）	90（75）

※表中の（ ）の受給金額は、支給申請日の前日において、当該事業主に 1 年以上雇用されている 64 歳以上の常用被保険者がいない場合に受給できる金額となります。